

【北朝鮮当局による拉致問題等に関する学習】

1 北朝鮮当局による拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。日本の当局による捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

平成14年(2002年)年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束、同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、未だ北朝鮮当局から納得のいく説明はなされていません。残された被害者たちは、今なお自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態、現在も救出を待っておられます。

拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、この他にも、拉致の可能性を排除できない人たちがいます。全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するための取組が求められています。

※日本は、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)を正式な国家として認めていないため、その政府のことを「北朝鮮当局」と表現しています。

※北朝鮮当局による拉致問題について、国連人権理事会は「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」(COI)の設置を決議、COIは日本等を訪問するなどして拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の調査を行い、平成26年(2014年)2月に報告書を公表しました。同報告書では、拉致を含む北朝鮮の人権侵害が「人道に対する罪」に該当すると断定しています。

また、同報告書によれば、北朝鮮による拉致被害者の出身国は、日本のみならず、韓国、レバノン、タイ、マレーシア、シンガポール、ルーマニア、フランス、イタリア、オランダ、中国といった諸国に及ぶとされています。



2 北朝鮮当局による拉致問題を学習するための教材・アニメ「めぐみ」

北朝鮮当局による拉致問題は、「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」において個別の人権問題のひとつとして取り上げられており、その現状と取組の方向について次のように示されています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重要な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

府教育委員会においても、「人権教育を推進するために」において、個別の人権問題の一つとして重点的取組事項を示しています。学校等においては、次に紹介するアニメ「めぐみ」などの教材を活用し、北朝鮮当局による拉致問題等を深刻な人権問題の一つとして正しく理解するとともに、

特に若い世代に拉致問題への認識を広めるように努めることとしています。

また、拉致被害者及びその御家族の高齢化が進んでおり、拉致被害者の1日も早い帰国など問題の早期解決を図ることが強く求められています。

【アニメ「めぐみ」の概要】

昭和52年、当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された実際の事件を題材に、残された家族の苦悩や懸命な救出活動の様を描いたドキュメンタリーアニメです。



【アニメ「めぐみ」のあらすじ】

(実際の事件を基にしたノンフィクションです)

- 1977年(昭和52年)新潟市の海岸近くに住んでいた横田めぐみさんは、普通の人たちと同じように御両親や2人の弟さん達と仲良く生活していましたが、11月15日の夕方、クラブ活動のバドミントンの練習を終えて下校する途中に突然、姿を消してしまいました。
- 帰ってこないめぐみさんを心配した御家族は、必死で探します。お父さんの横田滋さんは毎朝、少し早めに家を出て、海岸を見て回ったそうです。お母さんの早紀江さんも、家の事が終わると町のあちこちを歩き回ったり、警察の捜査だとか、TV番組の公開捜査など、あらゆる手段でめぐみさんをさがしましたが、行方は、まったく分かりませんでした。
- ところが、行方不明になってから2年が過ぎた1978年(昭和53年)頃、日本海側で多くのアベックが姿を消してしまう事件の記事が新聞に掲載されました。その後、警察などの捜査や、1987年11月に発生した大韓航空機爆破事件の容疑者である北朝鮮工作員の証言により、拉致された日本人女性が関わっていることが明らかになったことから、めぐみさんも北朝鮮に拉致されたのではないか、という疑いが濃くなってきましたが、北朝鮮側は「あり得ない」と言って徹底して否定してきました。
- めぐみさんの行方が判らなくなった事件については、行方不明になってから20年後の1997年(平成9年)に、北朝鮮から逃げてきた元工作員の「学校から帰宅する途中、北朝鮮へ連れ去られた当時13歳の少女が、北朝鮮で生きているという話を聞いた」という証言が新聞に報道されたことから、御両親は、めぐみさんの実名を出した報道に踏み切り、横田さん御夫妻を中心に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(通称:家族会)」が発足され、署名活動や関係国に対して、理解を求めるなどの救出活動が始まりました。
- そして、2002年(平成14年)9月の日朝首脳会談で、北朝鮮の指導者である金正日が、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。北朝鮮側の説明では、めぐみさんやその他の拉致被害者は既に死亡しているか、北朝鮮には入国していないということでしたが、北朝鮮が死亡と説明した根拠や証拠の確かさが低いことが判り、被害者の御家族や政府は、被害者の方々は生存しているということを前提として、北朝鮮に対して、拉致被害者の早期帰国と真相究明、拉致実行犯の引渡しを求めているところです。

他にも、北朝鮮当局による拉致問題を学習するための教材があります。
政府拉致問題対策本部のホームページを参照してください。
<http://www.rachi.go.jp/jp/shisei/keihatsu/index.html#book>

3 学習を実施する上での留意点

「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ]実践編」においては、学習を進める上での留意点を次のとおり挙げています。北朝鮮当局による拉致問題を学習するにあたって、十分に留意をしなければなりません。

- なお、個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関連法規等に現れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

- (1) ホームルームにおける人権学習、教科における指導など、学習を実施する場面は様々なものが考えられますが、それぞれの目標やねらいを明らかにして、問題の解決に資する指導をすることが必要です。
- (2) 拉致問題は北朝鮮当局による人権侵害行為ですが、学習が北朝鮮当局(あるいは国)に対する非難のみに主眼を置くことのないようにすることが大切です。
- (3) 拉致問題は、北朝鮮に住む一般の人々、さらには朝鮮半島の人々や日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任があるという考えは間違いであることを確実に理解させることが必要です。
特に、拉致問題を起こした北朝鮮当局への視線が、「北朝鮮の人はすべて○○な人々である」「北朝鮮の人々は、みんな○○に違いない」というような「北朝鮮の人々」全体への誤った偏見等につながらないようにすることが必要です。事実を正しく理解した上で偏見を持たない、あるいはもしも偏見があるならそれを払拭することを学習の中にしっかりと位置づけなければなりません。
- (4) 各校には、朝鮮半島につながりのある生徒が在籍している場合もあることから、学習により、これらの生徒に対する差別、偏見、いじめなどが生じないように十分に配慮することが必要です。

拉致された13歳の少女 横田めぐみさん

今から30年以上前の昭和52年(1977年)11月15日・・・日本海に面した新潟の町から一人の少女が忽然と姿を消しました。



その日の朝、横田めぐみさんは、いつものように、お父さん、お母さん、双子の弟とにぎやかに朝ご飯を食べ、中学校へ出かけていきました。そして、これが家族にとってめぐみさんを見た最後になってしまったのです。

めぐみさんが帰ってこない!!



写真提供: 朝日新聞社

その日の夕方、クラブ活動のバトミントンの練習を終えて帰ってくるはずのめぐみさんは、いつもの時間になっても帰ってきませんでした。家族は、心配になって、必死でめぐみさんを探しました。警察も、誘拐や事故、家出、自殺などあらゆることを想定して捜査を進めました。けれど、目撃者も遺留品さえも見つかりませんでした。

その夜、めぐみさんは――

ずっと後になって出てきた証言によると、お父さんとお母さんが必死でめぐみさんを探していたとき、めぐみさんは北朝鮮の工作員に連れ去られ、40時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の真っ暗で寒い船倉に閉じこめられていたということです。めぐみさんは、「お母さん、お母さん」と泣き叫び、出入口や壁などあちこち引っかいたので、北朝鮮に着いたときには、手の爪がはがれそうになって血だらけだったと言われています。

明るくて元気なめぐみさん



めぐみさんは、明るく朗らかな少女でした。家族にとって、まるで太陽のような存在でした。歌うのも、絵を描くのも大好きで、習字やクラシックバレエも習っていました。

めぐみさんがいなくなる前日の11月14日はお父さんの誕生日。めぐみさんは、お父さんにくしをプレゼントしました。「これからはおしゃれに気をつけてね」という言葉とともに。

家族の悲しみの日々

めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。にぎやかだった食卓は火が消えたようになりました。

お父さんは毎朝少し早めに家を出て海岸を見て回りました。お母さんも、家事を終えると町のあちこちを歩き回り、めぐみさんの名前を呼びながら海岸を何キロも歩きました。

夜になると、お父さんはお風呂で泣きました。お母さんも、家族に分からないように一人で泣きました。どうしてこんな悲しい目にあうのだろう、もう死んでしまいたい、とも考えました。

そんな悲しみと苦しみの中、手がかりもないまま時は流れました。・・・

それから20年後、平成9年(1997年)1月21日——

めぐみさんが生きている！

めぐみさんが平壤で生きているという情報が入ったのです。お父さんの滋さんとお母さんの早紀江さんは「横田めぐみ」の実名を公表しました。新聞や雑誌が一斉に報道し、国会でも取り上げられました。

日朝首脳会談



平成14年(2002年)9月17日、小泉総理大臣(当時)は北朝鮮を訪問し、金正日国防委員長と初の首脳会談を行いました。滋さんも早紀江さんも、これでやっとめぐみさんに会えるという大きな期待を抱きました。この日、金正日国防委員長は拉致を認め、謝罪したのです。

しかし、北朝鮮からの情報は「横田めぐみ死亡」(5人生存、8人死亡、2人未入境)というショッキングなものでした。

納得のいかない北朝鮮の説明

けれど、これは北朝鮮が一方的に言ってきたことに過ぎません。北朝鮮からは、納得のいく説明や証拠がいまだに示されていないのです。平成16年(2004年)11月、北朝鮮は、めぐみさんの「遺骨」を提出しましたが、鑑定の結果、その一部からはめぐみさんのものと違うDNAが検出されました。

決してあきらめない！ あなたをとりもどすまで！



写真提供: 朝日新聞社

めぐみさんをはじめ、拉致被害者は、かけがえのない人生を奪われました。その家族も、激しい悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っています。拉致は重大な人権侵害であり、国家主権の侵害です。一刻も早く、拉致被害者を救い出さなければなりません。

早紀江さんはこんなふうに話します。

「帰ってきたら、大自然の中につれて行ってあげたい。北朝鮮では盗聴器や隠しカメラを恐れながら、間違いをしないように一生懸命頑張って暮らしていると思うので、北海道の牧場のようなところで、大の字に寝ころがって、「自由だよー！」って言わせてあげたいと思っています。」

あれから、30年以上たった今も、めぐみさんは北朝鮮に拉致されたままなのです

出典:「拉致された13歳の少女 横田めぐみさん」
<https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/yokuwaku/index.html>
(政府 拉致問題対策本部ホームページ)

「世界人権宣言」(抜粋)

- 第一条 すべて人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第二条 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。
- 第三条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第七条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
- 第十一条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第十二条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第十三条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

※本冊子の「1 自分らしく生きる」を活用して、北朝鮮当局による拉致問題の正しい理解・認識の深化や解決の必要性を、世界人権宣言と関連付けて学習することができます。